

2013年2月4日 全5頁

# バーゼル規制の「崖」：平成26年問題

平成26年6月末を境に銀行の保有株式、証券化商品のリスクウェイトが上昇

金融調査部 主任研究員 菅野泰夫

## [要約]

- 2014年（平成26年）6月末に到来する（バーゼルⅡ規制の）経過措置終了を境に、邦銀の保有株式及び証券化商品のリスクウェイトが大きく上昇する可能性が指摘されている。規制導入から既に5年以上経過しているにもかかわらず、対象資産の多くは未だ具体的な対策がなされていないのが真相のようだ。
- 経過措置対象資産をすぐに売却することは難しく、バーゼル規制の「崖」を回避することは容易ではなさそうだ。本年（2013年）3月末から導入されるバーゼルⅢ規制においても、多くの経過措置が用意されているが、本格導入に向けて計画的な資本政策が求められる。

## 1. バーゼルⅡの激変緩和措置（経過措置）の終了

本年（2013年）3月末から導入が予定されているバーゼルⅢ規制においては、大きな混乱もなく導入できる邦銀（国際基準行）が多いようだ。首尾よく導入できる理由のひとつとして、長期間におよぶ激変緩和措置（経過措置）の設定が挙げられる。「自己資本の質の向上」を目的として導入された普通株式等 Tier1 比率の最低基準の達成においても、原則、調整・控除項目を含めて2019年までの猶予期間が設けられている。各行の資本政策においても再構築するだけの時間的猶予は十分にあるともいえる。無論、その一方で、経過措置終了時において厳格な資本規制が課されることについて十分認識する必要がある。

過去に遡ると、2007年3月に導入されたバーゼルⅡ規制においても、幾つかの経過措置が用意されていた。ただし、この経過措置は2014年6月末（平成26年6月30日）を期限として終了するものがある。特に邦銀にとって留意すべきは、①内部格付手法採用行による株式等エクスポージャーに関する経過措置（金融庁告示第19号、附則第13条）及び、②標準的手法採用行における、証券化エクスポージャーに対する経過措置（同、附則第15条）の2つであろう。邦銀はこの2つの経過措置の終了する期限（崖）を境に、保有株式及び証券化商品（証券化エクスポージャー）のリスクウェイトが大幅に上昇する危機に直面しているといわれている。

## 2. 株式等エクスポージャーの経過措置の終了について

特に大手行（内部格付手法採用行）が頭を悩ませているのが、保有株式の経過措置の終了とされている。内部格付手法における株式リスクウェイトはバーゼルⅠからⅡへ移行する際に大幅に引き上げられたことは記憶に新しい。バーゼルⅡの内部格付手法の株式リスクウェイト計測では、価格変動リスクでの対応による「マーケットベース方式」と融資等で利用される「PD/LGD方式」とがある。いずれもバーゼルⅠで適用された株式のリスクウェイト（100%）と比べて、1.5倍から4倍程度（150%～400%）に上昇するケースが多く、リスクウェイトの上昇に耐えられない銀行による、急速な持合株式解消等が懸念されていた。そこで株式リスクウェイトは当面の間、標準的手法と同様に計測が可能とする経過措置（金融庁告示第19号、附則第13条）が用意されていた。

この経過措置では、2004年9月末時点（厳密には2004年6月28日以後9月30日までの期間）で保有している既保有株式等に対しては、2014年6月30日まで100%のリスクウェイトをそのまま使用できることとなっている。ただし、各行の資料を確認すると、既にバーゼルⅡ規制導入から5年以上が経過しているにもかかわらず、2012年3月末の時点で、いまだに多くの内部格付手法採用行がこの経過措置に頼っている姿が浮き彫りとなってくる。図表1は内部格付手法採用行4行（大手4行）の経過措置適用株式が株式リスクアセット全体に占める割合を示しているが、2012年3月末時点で60.2%と、未だ多くの保有株式において適用されていることが分かる。さらに2009年3月末から2012年3月末までの経年的な推移をみても、いずれも全体の株式エクスポージャーの50%以上（過半数）となっており、減少している様子は確認できない。

さらに図表1では、経過措置終了後に、どの程度、株式リスクウェイトが上昇するかのストレステストを実施した結果も示している。各時点での「PD/LGD方式」での計測と「マーケットリスク方式」の金額を加重平均して株式リスクウェイトの計測値平均（2012年3月末で247%）を使い試算すると、2012年3月末の時点で平均2兆4,317億円の株式リスクアセットが増加し、現行の株式リスクアセットのおよそ1.7倍程度となることが分かる<sup>1</sup>。しかしながら、経過措置の期限が残り1年半を切っている現時点では、早急に解約・償還等にて対処しようとしても限界がある。特に政策保有株式等においては株式発行会社との関係性も重視されるため短期間での売却は困難との見方も強い。残り1年半の間にどこまで処分が進むかは未知数と言えるであろう。

1 大手行では、現在経過措置に適用されている株式においては、その多くを「PD/LGD」によりリスクウェイトの算出で対処することが可能ともいわれており、多くの銘柄では100%～150%程度に収まるとの見方もあるがリスクアセットの増加には違いはないともいえる。

図表1 経過措置対象の保有株式の割合とリスクアセット増加のストレステスト

株式リスクアセット試算(大手4行平均)

	2009年3月末	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末
経過措置対象が株式リスクアセット全体に占める割合(%)	55.4%	58.0%	55.6%	60.2%
株式リスクアセット(億円) ①	4兆7,494億円	4兆6,042億円	4兆1,820億円	3兆6,994億円
株式リスクアセット(億円) ② (経過措置適用解除後試算)	7兆5,067億円	7兆0,989億円	6兆6,534億円	6兆1,311億円
リスクアセットの増加額(億円) ②-①	2兆7,573億円	2兆4,947億円	2兆4,714億円	2兆4,317億円
リスクアセットの増加額(倍) ②÷①	1.6倍	1.5倍	1.6倍	1.7倍

株式リスクウェイト計測前提(大手4行平均)

	2009年3月末	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末
経過措置適用分(※注)	106%	106%	106%	106%
PD/LGD方式適用分	205%	184%	157%	160%
マーケット・ベース方式適用分	373%	320%	359%	342%
株式等エクスポージャー合計	150%	137%	137%	136%
加重平均株式エクスポージャー (PD/LGD、マーケットベース方式加重平均)	275%	240%	247%	247%

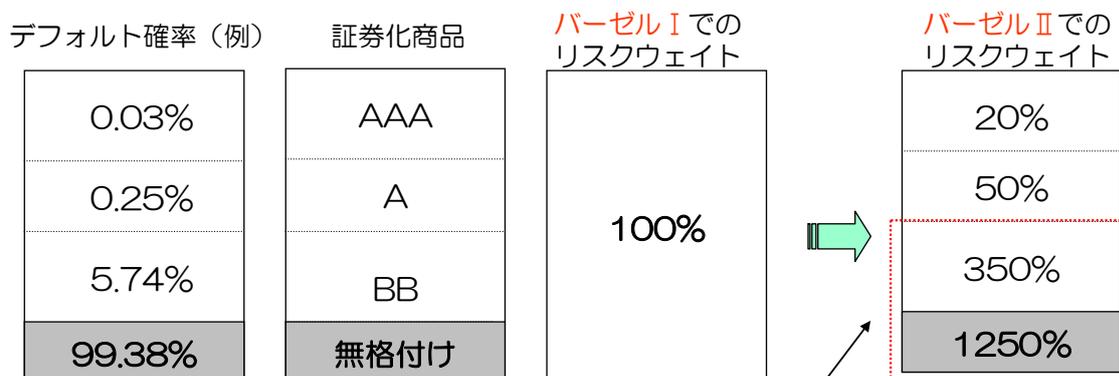
(※注) 実際の計測は100%、信用リスクアセットにおけるスケーリングファクター1.06を設置しているため106%となる。

(出所) 各金融機関の公表資料より大和総研推計

### 3. 証券化商品のリスクウェイトの経過措置の終了について

同様に標準的手法採用行においても経過措置の終了が懸念される項目が存在している。バーゼルⅡの証券化エクスポージャーは、バーゼルⅠの時と比較して証券化の階層により大幅にリスクウェイトが改定された。バーゼルⅠ規制のもとでは、証券化エクスポージャーが複数のリスクレベルに応じて階層化された構造を有しているにもかかわらず、優先部分(AAA)、メザニン部分(BB)、最劣後部分(無格付け)であってもリスクウェイトは一律100%となっていた。そこでバーゼルⅡにおいては、証券化の階層別リスクを適切に表すために、標準的手法では外部格付けに依拠したリスクウェイトに変更された(図表2参照)。

図表2 バーゼルⅡの証券化エクスポージャーのリスクウェイト(標準的手法)



(出所) 大和総研

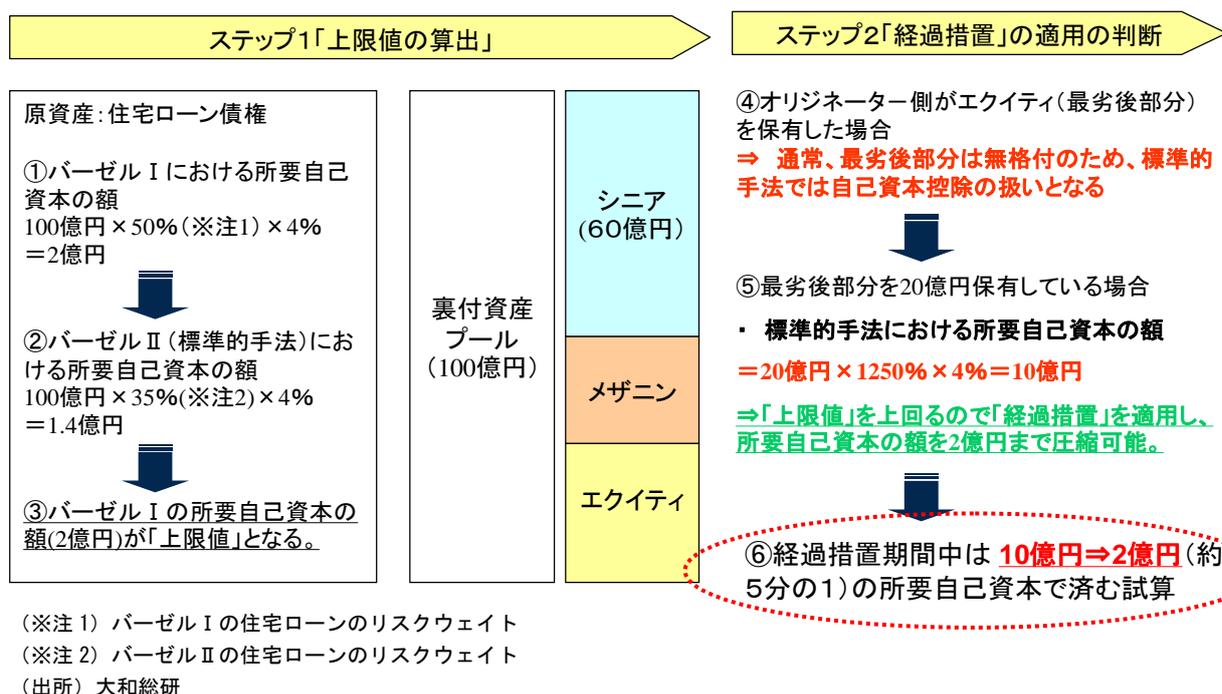
急激に上昇するリスクウェイトを軽減するために標準的手法採用行は2014年6月30日まで経過措置が適用可能

既存の証券化商品にとっても本規制が全面的に適用されると証券化マーケットへの影響が少なからず懸念されていたのも事実である。一般的に住宅ローン等で組成された証券化エクスポージャーのエクイティ、メザニン部分の多くは格付けが付与されていないケースが多い。一旦、バーゼルⅡ規制上、証券化商品（証券化エクスポージャー）として認定されてしまうと、ほとんど1250%（当初は自己資本控除）資産としての取扱いを余儀無くされてしまう。そこで標準的手法に限っては、2014年（平成26年）6月末までの間、証券化エクスポージャーに関する経過措置（金融庁告示第19号、附則第15条）が用意されており、計上すべきリスクアセット額を大幅に削減させることが可能となっていた。図表3に同措置を解説した実際の適用事例（ケーススタディ）を示す。簡単に解説すると、証券化エクスポージャーの保有者は、「①証券化商品の原資産部分（ここでは住宅ローン債権）の所要必要自己資本額を新旧規制にて計算し、劣後比率と掛け合わせる（今回は最劣後のケースなので100%）」、次に、「②これらのうち所要自己資本額の大きい方を採用する」、さらに、「③新規制での証券化商品として計算した所要自己資本と②の結果を比較して小さい方を採用する」といった手順を踏む。実際に図表3のケースではバーゼルⅠの規制での所要自己資本額が上限となり、それ以上の自己資本額は必要とはされないことになる。このケーススタディーでは、リスクアセットに関して本来計上すべき金額から5分の1程度に圧縮できていたことがわかる。

図表3 証券化商品の経過措置のケーススタディー（オリジネーター）

- （金融庁告示第19号、附則第15条）標準的手法採用行は、第249条の規定にかかわらず、平成18年3月31日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

ケース：100億円の住宅ローン債権を原資産として証券化を行った場合



また、この経過措置を利用できるのは、2006年3月末（平成18年3月31日）までに所有した資産に限定されている。ゆえに各行が今回経過措置の対象資産とした多くが、バーゼルⅡ規制の骨格が固まる以前の、2004年前後のタイミングで証券化された資産が対象となった模様だ。現在でも、証券化エクスポージャーの最劣後部分の多くは各銀行のバランスシートに残されており、経過措置が終了する2014年6月末を境に、急激にリスクアセットの増加が懸念されている。そもそも証券化エクスポージャーの原資産である住宅ローン債権は、貸出期間が長期に亘るものが多く、償還による自然減の期待は薄いともいえる。またオリジネーター側のエクイティ部分を償却することは困難を極めるであろう<sup>2</sup>。今後、他社への転売等も視野に入れて、いかにして資産償却（オフバランス）を図るかが肝要といえるであろう。

#### 4. まとめにかえて

経過措置対象となっていた既保有株式及び証券化エクスポージャーの多くは、機動的に売却することが難しいため、バーゼル規制の「崖」を回避するのは容易でないとの見方が強い。無論、本年（2013年）3月末から導入されるバーゼルⅢ規制においても多くの経過措置が用意されているため、同じことが言えるであろう。経過措置の終了間際に資本政策の対応を行うようでは、何のために規制導入したのか本末転倒である。バーゼルⅢにおいても、経過措置に頼らない資本政策が求められていることは言うまでもなく、各金融機関の計画的な対応を期待したい。

（了）

---

<sup>2</sup> 当該経過措置は、投資家側、オリジネーター側の双方で利用できるが、転売・償却する難しさでいえば、オリジネーター側と推察される。